### 倫理委員会議事次第

(第95回 2025年2月19日(水)10:00~11:50)

#### I 開会

#### Ⅱ 議題

#### 審議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト(実務ガイダンス)」の改正について

【資料 1-1~1-4】

#### 協議事項

1. 倫理規則の改正公開草案に対して寄せられたコメントの概要について

【資料2】

#### 報告事項

1. IESBA12 月会議報告について

【資料3】

2. 会員からの職業倫理相談状況について

【資料4】

#### Ⅲ 閉会

以上

資料	資料No.		
独立性チェックリスト等の修正の方向性	1-1		
(2025 年 2 月 5 日時点) 独立性チェックリスト - 本文	1–2		
(2025 年 1 月 14 日時点)独立性チェックリスト - 法令編	1–3		
(2025 年 2 月 6 日時点)独立性チェックリスト - 倫理規則編	1–4		
倫理規則公開草案コメント対応	2		
IESBA 会議報告(12 月)			
会員からの職業倫理相談状況	4		

2025年2月19日 第95回倫理委員会

配付資料No. **1-1** 

### 「監査人の独立性チェックリスト」の改正について

※ 以下のスライドに記載の事項は、2025年2月19日時点における文案となります。

2025/2/19



### 本日ご審議いただきたい内容について

- 本日は、独立性チェックリストの改正案(資料1-2~1-4)について、 最終のご審議をいただきたい。
- なお、改正案の内容については、前回の倫理委員会から字句や表現等の修正を行ったのみで、内容についての変更はない。資料1-2及び1-4の緑色の履歴が、前回からの変更点を示している。また、資料1-2~1-4の紫色の履歴が、事前説明からの変更点を示している。
  - ▶ 前回からの変更点の主な内容
    - ◆チェックリストの文言を倫理規則の本文に整合させた。
    - 主語を追加する等の日本語の見直しを行った。
- そのため、以下のスライドでは、前回の倫理委員会でご説明した改正 概要を再掲している。

### 【再掲】改正の概要

主に次の点について、倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性 チェックリスト」を改正する。

- 1. 2024年7月18日に改正された倫理規則(社会的影響度の高い事業体の定義/業務チームの定義及びグループ監査業務/テクノロジーに関する改正)に対応する項目の追加・修正
- 2. 形式の修正 (チェックリストの様式・使用方法についての見直し・本文と チェックリストの各記載内容の見直し)
- 3. その他の前回改正以降の気付き事項の反映

### 【再掲】1.2024年倫理規則改正を踏まえた対応

- 2024年7月に、倫理規則に次の論点に関する改正が行われており、改正された要求事項を中心にチェックリストの項目の追加・修正を行う。
  - ▶ 上場事業体及び社会的影響度の高い事業体 (PIE) の定義に関する改正
    - ◆ R400.22項、R400.25項、R400.26項、R400.27項等
  - ▶業務チームの定義及びグループ監査業務に関する改正
    - ◆ セクション405で新設された要求事項全て、R360.6項∼R360.28項等
  - ▶ テクノロジーに関する改正
    - ◆ 第520.6 A1項、第520.7 A1項等

## 【再掲】2. チェックリストの様式等の修正1/3

チェックリストの使いやすさを考慮し、本文及び各チェックリストの シートに掲載する事項の記載場所を、それぞれ次のように変更した。

### 本文

- チェック リストの 位置付け等
- 2. 利用上の 留意事項
- 3. 利用対象を 示す付表

### チェックリスト (法令編)

<シート構成>

- · 公認会計士用
- ・監査法人用
- ・監査法人・社員用
- ・監査補助者用

## チェックリスト (倫理規則編)

<シート構成>

- ·会計事務所等用
- ・チーム構成員用
- ・その他の構成員用

### 本文

チェックリスト の位置付け等

#### チェックリスト (法令編)

<シート構成>

- 利用上の留意事項・付表
- · 公認会計士用
- 監査法人用
- ・監査法人・社員用
- ・監査補助者用

### チェックリスト (倫理規則編)

くシート構成>

- ・利用上の留意事項・付表
- ・チェックリスト(統合)

スライド6、7

### 【再掲】2. チェックリストの様式等の修正 2/3

倫理規則編のチェックリストでは、これまでは、チェックを実施する主体ごとに「会計事務所等」「チーム構成員」「会計事務所等のその他の構成員」の三つのシートを設けていたが、一つのシートに統合した上で、利用者自らが

チェックが必要な項目をソートして表示できるようにする。

(現行:3シートで管理)

会計事務所等 チーム構成員 会計事務所等のその他の構成員



#### (改正後)

`	4	В	С	D	Е	F	G	Н	I	J	K	
)	1	チェック項目	倫理	<b>E規則</b>	対象	【チェッ 会計事	ック <b>棚</b> 】 務所等		ック <b>棚</b> 】 構成員	【チェッ 会計事務 その他の	所等の	
	2	▼	_	▼	-	該当あり▼	該当なし▼	該当あり▼	該当なし▼	該当あり▼	該当なし	
1	185	セクション410: 報酬										1
1	186	セクション410では、基本原則を遵守し、独立性を保持するとともに、独立性に対する 阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション120で規定されている概念的枠組 みを適用することが求められる。 セクション330は、報酬及びその他の対価に関する取決めの水準及び内容が基本原 則の遵守に対する自己利益という阻害要因を生じさせる可能性がある場合における、 概念的枠組みの適用に関連する適用指針を定めている。本セクションは、依頼人に対 して請求する稼働から生じる独立性に対する阻害要因の義別、評価及び対処を目的と した概念的枠組みの適用に関連する具体的な要求事項及び適用指針を定めている。 (注1) 倫理規則の本セクションに規定されている事項の検討に当たっては、適用指針も含 めて確認いた上で、概念的枠組みの適用を行う必要がある。 (注2) 本セクションに関し概念的枠組みを適用していない場合には、「該当あり」にチェックす る。	410.2項	_	All							\ \
1	187	《監査報酬の水準》										
1	188	会計事務所等又はネットワーク・ファームが依頼人に対して監査以外の業務を提供することによって、監査報酬が影響を受けていますか? ただし、依頼人に対する監査以外の業務の提供によって得られる経験の結果として達成される会計事務所等の費用の削減効果を考慮に入れる場合を除く。	R41 0.6 項	•	All							

- チェックを実施する主体ごとに列を 設けて、1シートにまとめる。
- チェック不要の項目はグレーアウトし、斜線を付す。
- 「塗りつぶしな し」でソートをす ることにより、 チェックの必要が ある項目だけが表 示される。

### 【再掲】2. チェックリストの様式等の修正 3/3

- 前スライドの統合に伴い、これまで各シートでそれぞれの確認対象に 合わせて記載していたチェック項目の表現を、倫理規則本文の表現に 統一する。
  - ▶ 例: R521.8項に関するチェック項目

	会計事務所等シート	チーム構成員シート	会計事務所等のその他の構成員 シート
(現行)	会計事務所等は、次の(1)及び(2)の間の個人的関係又は家族関係を把握していますか?	会計事務所等の社員等及び従業者は、次の(1)及び(2)の間の個人的関係又は家族関係を把握していますか?	会計事務所等の社員等及び従業者は、次の(1)及び(2)の間の個人的関係又は家族関係を把握していますか?



#### 統合後:倫理規則本文の表現でチェック項目を統一

#### (改正後)

会計事務所等の社員等及び従業者は、次の(1)及び(2)の間の個人的関係又は家族関係を把握していますか?

### 【再掲】3. その他の前回改正以降の気付き事項の反映

- 「倫理規則編」のチェックリストを再確認し、付表の見直しや、表現の全体整合を図るための修正等を行った。
- 「法令編(監査法人・社員用のシート)」で、次の修正を行った。

チェック項目	根拠規定等	はい	いいえ
その他			
あなた又はあなたの配偶者は、所属する監査法人が監査業務を実施する会社等の被監査会社等と、令第15条第6号イ(公務員関係)又は口(役員等、使用人、株主・出資者・債権者・債務者、経済的利益供与、税理士業務等、役員経由の経済的利益供与、関係会社等の役員これに準ずるもの)のいずれかの関係を有していますか?  (注)監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、上記のいずれかの関係を有している場合に法令違反になると考えられます。あなた又はあなたの配偶者が上記のいずれかの関係を有している場合には、法令違反になるかを適切に判断するために所属する監査法人の所管部署と連携することが考えられます。	令15①7 →法24①2,③ →令7①1~8 会337③1 府2②1		

※このほか、公認会計士法施行令15条1項8号、及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令2条2項9号に関するチェック項目にも、同様の趣旨から修正を行っている。

- 法令では、監査法人の社員のうち半数以上の者が被監査会社と上記の関係を持っていた場合の監査業務の提供が制限されている。
  - 「監査法人・社員」のシートを社員個人が使用している中では、この項目に当てはまったからと いって必ずしも法令違反となるわけではない。
- そのことを踏まえて、注意書きを追加した。



2025年2月19日 第95回倫理委員会

配付資料No. 2

## 倫理規則の改正公開草案に寄せられた コメントへの対応

※ 以下のスライドに記載の事項は、2025年2月19日時点における文案となります。

2025/2/19



### 目次

- 1. 公開草案に対するコメントの概要
- 2. 主なコメントの概要と対応案
- 3. 公開草案からの変更箇所

## 1. 公開草案に対するコメントの概要

※ 以下のスライドに記載の事項は、2025年2月19日時点における文案となります。

### 公開草案に対するコメントの数

- 2024年11月20日に公表した、タックス・プランニング業務及び関連業務に関する「倫理規則」の改正に関する公開草案に対して、3個人からコメントが寄せられた。
  - ▶本会の個人会員…3人(2名が個人の税理士事務所を開業する会員、 1名が税務業務に関与していない会員)
- コメント総数は19件(同意意見を含む。)

### 公開草案に対する質問事項

- 1. 倫理規則において、所属する組織に対するタックス・プランニング業務及び関連業務(セクション280)と依頼人に対するタックス・プランニング業務及び関連業務(セクション380)に関する規定を設けることに同意するか。
- 2. 公開草案の趣旨を踏まえ「信頼できる根拠」という用語を使用することに同意するか。
- 3. スタンドバック・テスト(※1)の取扱いについて同意するか。
- 4. その他の意見
- ※1 会員が職業的専門家としての判断を行使し、利害関係者の当該タックス・プランニングに対する見方次第で生じる可能性がある 風評、ビジネス上の影響及びより広範な経済的影響について検討すること(公開草案R280.14項/R380.14項参照)。

### 質問事項に対するコメントの件数

項目	件数	主なコメント
1. 規定の新設について	6	税理士法・我が国の税理士制度との整合性
2. 信頼できる根拠	3	公認会計士兼税理士のみが業務を制限されることにならないか、 「信頼」の対象、信頼の程度の判断
3. スタンドバック・テスト	3	タックス・プランニング業務を提供しない場合の依頼人への説明 の必要性
4. その他(タックス・プランニング)	6	附則の表現、JP項の規定上の位置、JP項の趣旨
5. その他 (別テーマ)	1	犯罪収益移転防止法に関する要改正点
合 計	19	

# 2. 主なコメントの概要と対応案

### ①倫理規則の対象業務と税理士業務の関係

#### コメントの概要(No.4)

依頼人に対して提供する、倫理規則案に書かれている「タックス・プランニング業務及び関連業務」は、全て、税理士法第2条第1項第2号3号にいう「税務相談」「税務代理」に含まれるのか。 税務相談・税務代理に含まれないタックス・プランニング業務及び関連業務が存在する場合、案を正しく理解するためにその例を示してほしい。

#### <回答案>

倫理規則では、第280.5 A1項及び第380.5 A1項でタックス・プランニング業務を「所属する組織/依頼人が実務を税効率の高い方法で計画又は構築することを支援する目的で行う助言業務」と定義しており、該当する具体的な業務を第280.5 A2項及び第380.5 A2項で例示しています。また、関連業務についても、第280.6 A1項及び第280.6 A2項並びに第380.6 A1項及び第380.6 A2項において解説及び例示を行っています。

これらの業務が税理士法第2条第1項各号に定める業務に該当するかどうかについては、会員が行おうとしているタックス・プランニング業務及び関連業務の内容を、倫理規則及び税理士法の内容に照らして各会員が職業的専門家として判断することになります。

### ②公認会計士資格を有しない税理士との公平性

### コメントの概要(No.1、5、7、10)

職業的専門家であれば公認会計士であれ税理士であれ、正当な注意義務として「信頼できる根拠 (credible basis)」の有無を判断することや「スタンドバック・テスト」を行うことは当然であり、倫理規則上もこれを明示するのは当然ではあるが、倫理規則の遵守義務を負うのは公認会計士のみであり、公認会計士資格を持つ者のみに当該義務を課すことは、業務公平性の観点から反対である。

※ 類似の趣旨のコメントを複数いただいており、コメントの概要を示しています。

### <回答案>

タックス・プランニングに関する規定は、法令等に照らして信頼できる根拠があるかどうかを判断する 等、職業的専門家として本規定がなかったとしても当然に実施すべきことを明文化したものに過ぎず、公 認会計士に限らず職業的専門家であれば既に実施していることを規定していると考えられるため、会員に 過度に追加的な手続を実施することを求めたり、これまで実施可能であった会員の業務を著しく制限する ような趣旨のものではありません。

本改正は、会員が職業的専門家としての社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え、 公共の利益に資することができるようにすることを目的とした倫理規則の趣旨に適うものであり、本規則 を遵守することにより、会員自身の業務の信頼性が向上して顧客等からの信頼獲得につながるだけでなく、 ひいては公共の利益の向上に資することが期待されます。

### ③セクション280/380の対象となる会員

#### コメントの概要(No.3)

- ① 税理士業務を行う税理士の登録種類は、「開業税理士」、「税理士法人(社員税理士)」及びこれらへの「所属税理士」であり、税理士登録のない者、例えば事務職員は税理士法第2条第1項の税理士業務を行うことはできない。したがって、セクション380の対象となる、会計事務所等に所属する会員に該当する者は、開業税理士、社員税理士、所属税理士の登録を行っている公認会計士(3者という)であるという理解で正しいか。
- ② 税理士登録を行っていないが3者の下で働いている公認会計士は税理士業務は行っていないが、3者の補助者として働いていることから、対象となるのか。
- ③ 事業会社などの経理部において、自社の税務業務を行うに当たって税理士登録は必要ではない。自社の税務業務を行う公認会計士は、セクション200及びセクション280以下によって、倫理規則の改正箇所の適用対象となるとの理解だが、正しいか。

#### <回答案>

- ① セクション380の規定は、依頼人に対するタックス・プランニング業務及び関連業務を提供する会員を対象として 想定しています。
- ② 公認会計士は、依頼人に対してタックス・プランニング業務を提供する場合には、倫理規則のタックス・プランニングに関する規定を遵守することになると考えられます。
- ③ 事業会社などの経理部において、公認会計士が所属する組織に対して従事するタックス・プランニング業務には、 ご理解のとおりセクション280の規定が適用されます。

### 4 重要性概念の導入の必要性

#### コメントの概要(No.6)

倫理規則において新たな規定を導入する場合にはその制定の趣旨からして「公共の利益」の視点から考えるべきではないか。

今回のタックス・プランニング業務及び関連業務についての規定を設ける場合にも、会員がその趣旨を正しく理解できるような説明が必要であり、そうでなければ、中小企業の税務顧問先に対して提言・助言を行う際に会員が委縮してしまう可能性がある。また追加の時間を要しそのコストの負担が問題となる。

このことから、規定に重要性の概念を記述してはどうか。

加えて、関与先の大半が中小企業や個人である会員が制定の趣旨を適切に理解し、過度な反応を起こさないように、 丁寧かつ具体的な事例をもった説明をしてほしい。

#### <回答案>

本改正においては、例えばR380.14項で求められているタックス・プランニングの広範な経済的影響について検討する際には、依頼人及び公共の利益に与える影響を、事業体の規模だけでなく様々な定性的な要因も併せて考慮することが考えられます。

そのため、重要性に関する規定を個別に設けることは行わないこととします。

タックス・プランニング業務に関する規定の導入に伴い、本会とし て、研修や解説動画を始めとした啓蒙活動など、 関係者の理解を深めるべくサポートを行っていく所存です。

### ⑤「信頼できる根拠」の具体的な水準

#### コメントの概要(No.7、8、9)

「信頼できる根拠」とは、具体的にどのような水準であればタックス・プランニングが信頼できる根拠を有すると判断できるのか。

海外で用いられている「実質的な典拠(Substantial Authority)」等と同レベルと解してよいか。または、タックス・プランニングが税務当局から否認されることがないという根拠を持つための確信度を表すものか。

※ 類似の趣旨のコメントを複数いただいており、コメントの概要を示しています。

#### <回答案>

信頼できる根拠の閾値に数値基準を適用することは、適切ではないと考えられることから、採用しておりません。 タックス・プランニングに信頼できる根拠があるかどうかを判断する上では、第280.12 A4項又は第380.12 A4項 に例示したような手続を実施した上で最終的には職業的専門家としての判断を行うことになります。

また、税務当局に当該タックス・プランニングが否認される可能性を考慮することは、タックス・プランニングが信頼できる根拠を有するか否かを判断する際の検討要素の一部ではありますが、それだけで信頼できる根拠があるかどうかを判断するわけではないという点にご留意ください。

### ⑥スタンドバック・テストの必要性

#### コメントの概要(No.11)

R380.14項について、

- ① 信頼できる根拠があると判断しているにも関わらず、会員がこれらの影響を検討しなければならないのはなぜか。
- ② 依頼人に生じる影響は会員サイドからは測定困難であるため「影響について依頼人自身で検討するように促す」程度の規定がよいのではないか。
- ③ 「検討する」手続について、具体的に例示の上解説してほしい。
- 4 さらに検討した結果を受けて、どのような場合にどのように行動すべきなのか具体的に解説してほしい。

#### <回答案>

①② 租税回避に対して社会的な関心の高まりが生じている現在では、企業が取った行動が合法であったとしても、租税回避的に見える場合には、評判の毀損等による様々な損失が発生するリスクが生じる可能性があります。このようなことから、法令に照らして信頼できる根拠があるかどうかを判断するだけでなく、投資家やその他の利害関係者がどのように受け止めるかどうかについても会員が考慮することが必要であると考えられ、このような規定を設けています。R380.14項の手続は、会員がタックス・プランニング業務を提供することが適切かどうかを判断するために実施されるため、依頼人ではなく会員自身が行うことが適切と考えられます。会員に求められているのは、第380.14 A2項で挙げたような点を考慮して広範に影響を考慮することであり、入手可能な情報に基づいて判断することになります。

③④ 実務ガイダンスの中で本項に関する事例を設けるかどうか、いただいたご意見を踏まえ検討させていただきます。

### ⑦違法行為への対応

#### コメントの概要(No.15)

公開草案第280.8 A1項及び第380.8 A1項の「税務関連の法令等に対する違法行為」の規定で求められている内容は、セクション380が新設されなくても以前からある取扱いであり、注意喚起のためにここに記載しているだけか。それともセクション380を新設したことに伴うセクション360についての追加の扱い・義務か。

もし追加の扱い・義務を規定している場合、税理士登録をもって業務している公認会計士とそうではない税理士とで差異が生じるので反対である。

#### <回答案>

既存のセクション260及び360は、会員が専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに遭遇した場合の対応を求める規定です。

一方、本改正で設けることとした第380.8 A1項はタックス・プランニング業務を提供する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合、セクション360の規定に従うということを説明したものであり、その対象は幅広い違法行為全般ではなく「脱税行為若しくはその疑い又はその他の税務関連の法令等に対する違法行為若しくはその疑い」に限られています。このような脱税行為等は、業務実施者が公認会計士であるか税理士であるかを問わず対応が求められることになると考えられるため、他の資格を持つものと比べて会員が不当に重い義務を負うことにはならないと考えられます。

### ⑧規定の構成・掲載順

#### コメントの概要(No.17)

第380.4 JP項は、「2.要求事項及び適用指針」の区分に定められているが、項番号にRもAも付されていないため、「要求事項」にも「適用指針」にも該当しない条項であるとの理解である。「要求事項」にも「適用指針」にも該当しない条項は、「1. はじめに」の区分に記載されることになるのではないか。

#### <回答案>

ご指摘のとおり、本項は「はじめに」の中で記載することが適当と考えられるため、「1. はじめに」に移動した上で、項番号を変更します。

また、第380.4 JP項の規定中「これらの業務を依頼人に提供することが」としていた個所は、「これらの業務」の内容を明確に表すため「タックス・プランニング業務を依頼人に提供することが」に変更します。

```
《セクション380 タックス・プランニング業務》
                                             《セクション380 タックス・プランニング業務》
《1. はじめに》
                                             《1. はじめに》
380.1 • • •
                                              380.1 • • •
380.2 • • •
                                              380.2 • • •
380.3 • • •
                                              380.3 • • •
                                              380.3 JP · · ·
                                             《2. 要求事項及び適用指針》
《2. 要求事項及び適用指針》
R380.3 JP · · ·
                                              R380.3 JP · · ·
380.4 JP · · ·
```

### 9 附則(改正規定の適用時期)

#### 公開草案に対するコメント(No.18)

本改正規定は、2026年4月1日から施行することとされているが、2026年4月1日以降に契約を開始したタックス・プランニング業務から適用されるのか。それとも、2026年4月1日より前に契約を開始したタックス・プランニング業務であっても、2026年4月1日以後に業務を実施するものについては適用されるのか。

#### <回答案>

本改正規定の施行は、契約をどの時点で結んでいるかを問わず、2026年4月1日以後に業務を開始する、タックス・プランニング業務が対象となります。ここでは、2026年4月1日よりも前に業務を開始したタックス・プランニングに関して、本改正規定を適用させることまでを求めているものではありません。

いただいたご意見を踏まえて、本改正の適用の時点をより明確にするために、「2026 年4月1日から施行<u>し、同日</u> 以降に開始するタックス・プランニング業務から施行する。」と附則の表現を修正いたします。

#### <適用日の考え方>

適用日より前から開始している業務に対しては遡及して適用したり、細かく作業ごとに分けて適用することはせず、 適用日以後開始するタックス・プランニング業務から開始する。



### ⑩その他-犯罪収益移転防止法への対応

#### 公開草案に対するコメント(No.19)

IESBA倫理規程第360.6 A1項は、マネー・ローンダリング防止に係る規制で求められる規制当局への報告に関して、そのことを依頼人に対して通知することが禁止される場合があるという内容の規定であるが、現行の倫理規則では欠番となっている。 (360.6 A1 A prohibition on alerting the client might arise, for example, pursuant to anti-money laundering legislation.)

我が国においては「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正が2024年4月に施行され、公認会計士に対しても疑わしい取引の届出を行うことが義務付けられるようになっており、届出を行ったことを顧客等又は関係者に漏らしてはならないとされている。この法改正を踏まえると、第360.1 A1項については欠番とせず、IESBA倫理規程の内容のとおり、倫理規則において規定することがよいのではないか。

#### <回答案>

いただいたコメントのとおり、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正が2024年4月1日に施行され、公認会計士に対しても、特定受任行為の代理等において収受した財産が犯罪収益ではないかという疑いを持った場合等には、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出を行う義務が新たに課されました。また、公認会計士等が疑わしい取引の届出を行うに際し、これを行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならないとされています。

第360.6 A1項はこれまで欠番としておりましたが、我が国でも当該規定に該当する内容の法改正が上述のとおり行われたことから、次のように規定を追加することとします。

「360.6 A1 マネー・ローンダリング防止法などに基づき、依頼人に対して規制当局への報告に関する通知を行うことが禁止されている可能性がある。なお、我が国においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律がこれに該当する。」

## 3. 公開草案からの変更箇所

### 公開草案からの変更箇所

- 公開草案に対するコメントへの対応
- 読者の理解の向上や記載表現の改善等のための字句修正

変更箇所	変更内容
第360.6項	欠番としていたところを、犯罪収益移転防止法の施行を踏まえて、IESBA倫理規程の記載を参考に条文化(コメントNo.19)
第380.4 JP項	倫理規則の構成に合わせて規定の掲載順を変更(コメントNo.17)
第280.19 A1項	規定の読みやすさの観点から表現を修正
附則	適用時期が明確になるよう表現を修正(コメントNo.18)

### ディスカッションポイント

倫理規則の改正公開草案に対するコメントに対して、本資料で説明した対応案についてご意見はあるか。

### 今後のスケジュール

日付	会議体	内容
2025月2日19日(本日)	倫理委員会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する協議(意見交換)
2025年3月7日	有識者懇談会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する意見聴取
2025年4月3日	倫理委員会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する審議
2025年4月17・18日	役員会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する審議
2025年7月23日	定期総会	倫理規則変更案審議



2024年2月19日 第95回倫理委員会

配付資料No. 3

# IESBA会議 (2024年12月) 報告

2025/2/19



### 会議の概要

- 2024年12月2日から6日の5日間にて、ニューヨークで実施した。ボードメンバー17名全員が対面で参加した。
- 次回の会議予定:2025年3月10日から12日までの計3日間の日程で、 ニューヨークにて対面形式で開催される。

### 会議の内容

- サステナビリティ(最終文案検討及び承認)
- 外部の専門家の作業の利用(最終文案検討及び承認)
- 会計事務所等の文化及びガバナンス(最終報告書検討)
- 中間サイクル戦略レビュー(Mid-Cycle Strategy Review)【新規】
- 採用と実施(Adaption & Implementation: A&I)【新規】
- PIEのロールアウト(アップデート)

# サステナビリティ(1/4)

- サステナビリティに関するIESBA倫理規程改訂案は、2024年12月のボード会議において最終版が承認された(ボードメンバー反対1名、残り16名賛成)。
  - ▶ 反対を表明したボードメンバーは、会計士以外の業務実施者が利用すること を想定している独立性基準の複雑性、特に、バリューチェーンに対する保証 業務実施者の独立性に関する要求事項に関する懸念を示した。
- なお、EDの具体的な修正案が検討された結果、根幹的な内容に関する 修正は行われなかった。
- PIOBから承認を得られ次第、2025年1月にBasis for Conclusion (結論の背景)とともに最終版が公表予定である。

## サステナビリティ(2/4)

- 適用日(早期適用可及び推奨)
  - ▶パート1から4までの改訂、下記以外のパート5の規定
    - ◆ 2026年12月15日以後に開始する事業年度、又は2026年12月15日以後の特定の日における サステナビリティ情報に関するサステナビリティ保証業務に適用
  - ▶ 議論の結果、セクション5405及び5406におけるバリューチェーン構成単位(VCC) に関する規定の適用日を延期することとなった。
    - 2028年7月1日以後に開始する事業年度、又は2028年7月1日以後の特定の日におけるサステナビリティ情報に関するサステナビリティ保証業務に適用
- 非保証業務(セクション5600の規定に基づき提供が禁止されるNAS)に関する経過 措置
  - ▶ 上記適用日よりも前に、ファーム又はネットワーク・ファームが、サステナビリティ保証業務の依頼人とNASの提供に関する契約を締結し、業務に着手している場合、ファーム又はネットワーク・ファームは、当初の契約条件に従って業務を完了するまで、 1報告サイクル (one-reported cycle) を超えない範囲で当該契約を継続することができる。

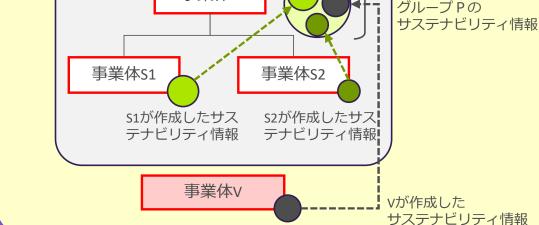
# サステナビリティ (3/4)

次のセクションにおけるVCCに関する規定が、適用延期の対象となる。

- セクション5405「グループサス テナビリティ保証業務」
- セクション5406「サステナビリティ保証業務において保証業務の作業を行った他の業務実施者」

#### サステナビリティ保証業務における情報の範囲

バリューチェーン構成単位:報告バウンダリー内のバリューチェーンのうち、グループ財務諸表に含まれない法人又は事業体 グループ構成単位 事業体P



**、報告バウンダリー:企業がサステナビリティ情報に含めるべき活動、業務、関係やリソースなど** 

# サステナビリティ(4/4)

- セクション5405及び5406におけるVCCに関する規定の適用日を延期する に当たり、IESBAは当該規定の適用までの延期期間に次の事項を行うことを 求めている。
  - a. VCCにおいて保証業務の作業を実施するファーム又は構成単位における業務実施者は、セクション5120に定められた概念的枠組みを適用し、当該保証業務に関連する独立性の阻害要因の識別、評価及び対処を行わなければならない。
  - b. グループサステナビリティ保証業務の実施者であるファームが他の業務実施者の保証業務の作業を利用する場合、当該ファームは、当該業務実施者の独立性を確認するために、その業務実施者の保証報告書における独立性の表明、又はその他の独立性の主張を利用することができる。
  - c. グループサステナビリティ保証業務の実施者であるファームは、IESSAに規定 された保証業務の適用日の延期に従い、IESSAに基づくVCCでの保証業務に適 用可能な特定の独立性に関する規定が適用されていないことを開示しなければな らない。

#### 外部の専門家の作業の利用

EDの具体的な修正案が検討された結果、根幹的な内容に関する修正は行われなかった。

- サステナビリティと同様、今回の会議において改訂案が承認されたため、PIOBから承認を得られ次第、 2025年1月にBasis for Conclusion (結論の背景) とともに公表予定である。
- サステナビリティと同様の適用日となる(2026年12月15日以後に開始する事業年度、又は2026年12月15日以後の特定の日におけるサステナビリティ情報に関するサステナビリティ保証業務に適用)。
- また、IAASBとのコーディネーションを実施している。
  - ▶ IAASBは、2024年12月から新プロジェクト「Narrow Scope Amendments Arising from IESBA's Using the Work of An External Expert Project」を開始しており、2025年3月に提案書、2025年6月に公開草案が承認される予定である。
  - ▶ IESBAは、当該プロジェクトに関してIAASBとのコーディネーションを継続し、IESBAの「専門家の利用」プロジェクトの情報を共有等する予定である。

#### 会計事務所等の文化及びガバナンス(1/5)

- 大手会計事務所の非倫理的な行為を受けて、本テーマが戦略及び作業計画 2024-2027の優先課題となった。
- 前回9月会議では、ワーキング・グループ(WG)作成の予備的報告書 (Preliminary Report)が示された。今回の会議では、それを基礎として作成 された最終報告書(Final Report)案が議論され、承認された。
- 当該報告書において、WGは次の事項に関する所見を述べている。
  - ▶公共の利益の問題
    ▶強固な倫理的文化による倫理的行動の促進
  - ▶倫理的価値観及び公共の利益に対するコミットメントを伴うリーダーシップ
  - ▶倫理的な会計事務所等に共通する特徴
  - ▶倫理的価値観を優先する文化及びガバナンスの枠組み
  - ▶IESBA倫理規程の役割 ▶エコシステム ▶会計事務所等に対する外部投資

### 会計事務所等の文化及びガバナンス(2/5)

- また、WGは、最終報告書における所見を踏まえ、次のような提言を含む会計 事務所等の文化及びガバナンスに関するプロジェクト提案書を取りまとめた。
  - ▶ 2025年第1四半期に最終報告書と併せて要約文書の公表を提言する。
  - ▶ 会計事務所等の文化及びガバナンスに関し、2025年に2つのワークストリーム (IESBA倫理規程改訂のための基準設定プロジェクト、非公式文書(Non-Authoritative Material: NAM)の作成)を開始することを提言する。
  - ▶ 倫理的価値観を取り入れ、強固な倫理的な文化を確立するために、会計事務所等の文化及びガバナンスに関する規定を設けるための基準設定プロジェクトを提言する。
  - ▶ 会計事務所等の文化及びガバナンスに関する規定は、原則主義に基づき、会計事務所 等の全ての業務領域に柔軟に適用できるものとすることを提言する(例えば、INEの利 用に関して、会計事務所等の規模の閾値を設けるかどうかを検討する。)。

#### 会計事務所等の文化及びガバナンス(3/5)

- 会計事務所等の文化及びガバナンスに関する規定は、次の重要な事項を 取り扱う。
  - 会計事務所等内の倫理的価値観及び行動の推進及び監視に対してコミットメントを示し、責任を負うリーダー
  - ▶倫理的な行動を支援及び促進するための全社的なガバナンスの枠組み
  - 会計事務所等全体に浸透し、全ての社員等及び職員に適用可能な説明責任の仕組み
  - ▶ 独立した個人(INE等)によるインプット
  - ▶報酬及び表彰を含む、倫理的な行動にインセンティブを与える業績評価管理
  - ▶ 規制当局やその他の利害関係者に対する倫理的な実績についての透明性の保持
  - ▶ オープンな議論と異議を唱えることを推奨
  - ▶ 倫理的な行動の重要性を強調する教育及び訓練プログラム
  - 会計事務所等の倫理的な実績を監視し、改善するための仕組み

#### 会計事務所等の文化及びガバナンス(4/5)

- 基準設定プロジェクトを補完するために、例えば、次のトピックに関して、NAMの作成を提言している。
  - ▶倫理的な行動を促すための倫理的な文化の重要性
  - ▶倫理的な会計事務所等において共通する特徴
  - ▶倫理的な行動の促進におけるエコシステム内の利害関係者の貢献

# 会計事務所等の文化及びガバナンス(5/5)

今後のスケジュール			
2024年12月	最終報告書案の承認		
2025年第1四半期	最終報告書及び要約文書の公表		
2025年3~4月	グローバル・ラウンドテーブル(4か所※)		
2025年10月	SACミーティング		
2025年12月	IESBA倫理規程公開草案の承認		
2026年9月	コメント分析及び公開草案後の初読		
2026年10月	SACミーティング		
<mark>2026年12月</mark>	IESBA <mark>倫理規程改訂案の承認</mark>		

※ ニューヨーク、メルボルン、クアラルンプール、ヨーロッパ(未定)

#### IESBAにおける2025年以降の主要なプロジェクト全体像

2025年以降、IESBAは、次のようなプロジェクトの進行を予定している。

 全般的な事項

 戦略及び作業計画
 IAASB との連携
 新規課題・
 ベンチマーキング

IESBA倫理規程改訂の検討を行うプロジェクト

会計事務所等の 文化及びガバナンス 集団投資ビークル 及び年金基金 サステナビリティ保証のための職業会計士に限定されない独立性基準の開発(パート5の範囲外)

アウトリーチ委員会

ディスカッション

テクノロジー (ワーキング・グループ)

IESBA倫理規程改訂を公表

サステナビリティ

外部の専門家の利用

改訂の可能性を検討

CFO及びその他の 上級PAIBの役割

サステナビリティ 情報作成者 会計事務所等-監査業務の 依頼人との関係

ビジネス上の関係

IESBA倫理規程の改訂を伴わないプロジェクト PIR: Post - Implementation Reviews

PIR(PIEの定義)

PIR(報酬及び非保証業務)

PIR(違法行為への対応 (NOCLAR)) PIR(ET-GA)

PIR(再構成版倫理規程)

PIRフェーズ 2 (長期関与)

: 2025年から進行予定のプロジェクト : 2026,2027年から進行予定のプロジェクト : それ以外の進行中のプロジェクト

### 採用と実施(Adaption & Implementation: A&I)

WGは、IESBA倫理規程のA&Iについて2つのフェーズを提案した。

- フェーズ1:サステナビリティ及び専門家の利用に関する倫理規程の A&Iを実施
  - ▶ 規定の改訂や結論の背景だけではなく、FAQ、導入ガイドやビデオコンテンツなど、多様な公表物を作成する。
  - ▶国際会計士連盟(IFAC)、国際監査・保証基準審議会(IAASB)、国際認定 フォーラム(IAF)、各法域の規制当局や基準設定主体などの多様な利害関 係団体と連携・協力を行う。
- フェーズ2:その他のIESBA倫理規程全般に関する広範的A&Iに取り組む。



2025年2月19日 第95回倫理委員会

配付資料No. 4

# 会員からの職業倫理相談状況(前回の倫理委員会以降)

2025/2/19



#### 会員からの職業倫理相談状況(2025年1月)

- 2025年1月24日:2件
- 相談カテゴリー
  - ▶紹介手数料(1件)、その他(1件)

作業部会 審議日		相談事項
1月24日	1	紹介手数料が生じる場合の業務受嘱について
1/12-4	2	公認会計士法及び独立性チェックリストの解釈について

